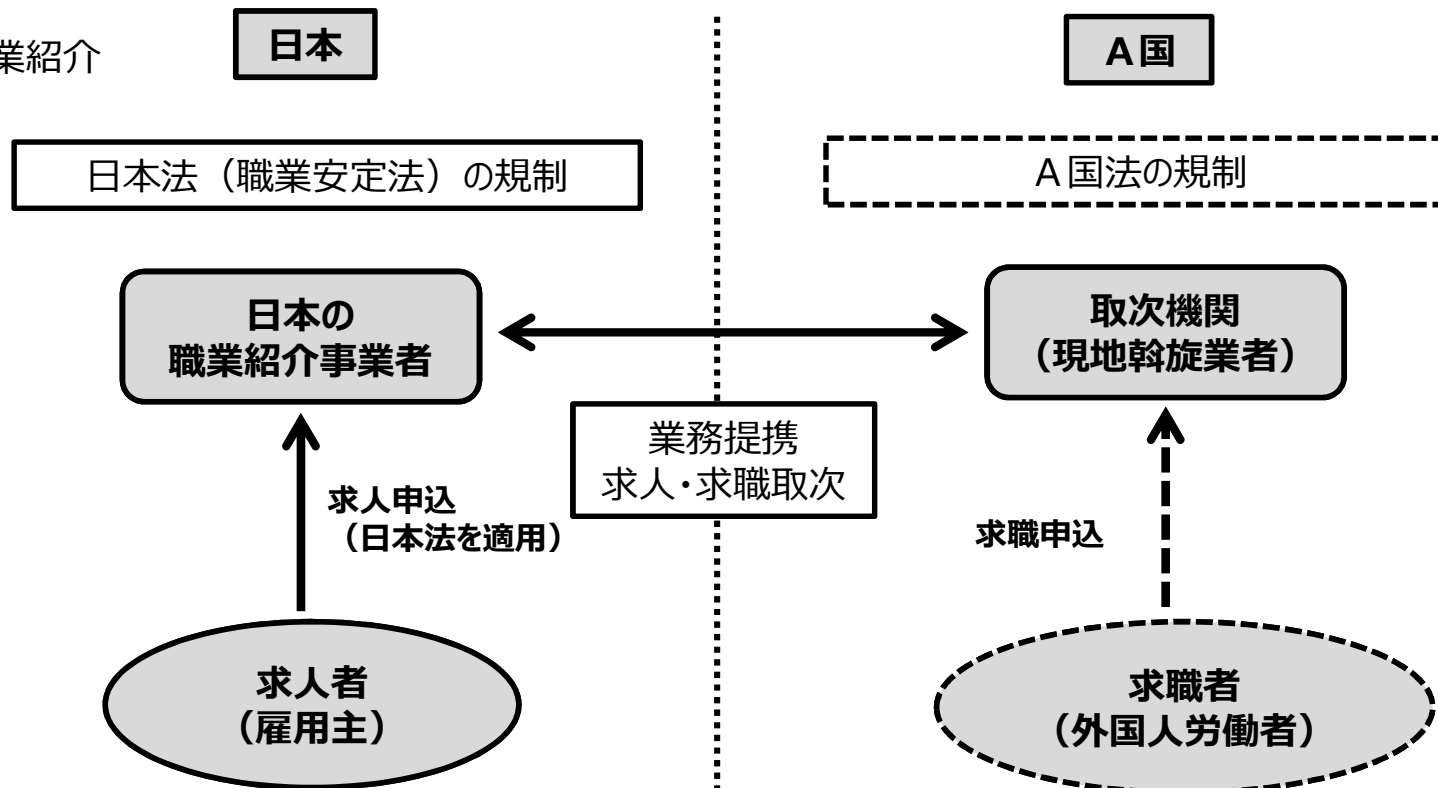


○ 国外にわたる職業紹介を行う場合には、国外の取次機関を申告させることにより、事業全般の適正な実施を国内の職業紹介事業者に対して求めている。

※ 職業紹介事業者の許可審査において、以下の事項等を確認。

- ・ 取次機関が相手先国において活動を認められているものか。
- ・ 届け出た国を相手先国として職業紹介を行うか。
- ・ 入管法等関係法令及び相手先国の法令を遵守するか。
- ・ 職業紹介事業者や求人者が、求職者に対して渡航費用の貸し付けを行わないか。

(参考)  
国外にわたる職業紹介



# 保証金や違約金等を徴収する悪質な仲介事業者への対応

- 保証金や違約金等を徴収する悪質な職業紹介事業者や取次機関に対しては、職業安定法に基づき、一定の対応が行われているが、一部に課題が残っている。

主体	国内で活動している場合(※)	国外で活動している場合
職業紹介事業を行う者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職業紹介事業の許可を受けた事業者が保証金等を徴収する場合は、違法な求職者手数料の徴収となる。 ⇒ 指導、行政処分、罰則の対象</li> <li>○ 許可を受けずに、自ら求職受理、求人者と求職者の雇用契約の成立を斡旋している場合は、無許可の職業紹介事業となる。 ⇒ 指導、罰則の対象</li> <li>○ 国外にわたる職業紹介については、許可基準において適正な事業運営を担保。 ⇒ 許可後に違反する行為が行われた場合についての対応が必要。</li> </ul>	<p>職業紹介行為が国外で行われる場合には、職業安定法は適用されない。</p>
取次機関		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国内の職業紹介事業者が、取次機関の届出を行わずに業務提携を行っている場合は、届出義務違反となる。 ⇒ 指導、行政処分、罰則の対象</li> <li>○ 取次機関が保証金等を徴収する場合について、現行制度上は排除する仕組みがない。 ⇒ 国内の職業紹介事業者がこうした取次機関と提携しないよう、許可基準、許可条件等の改正が必要。</li> </ul>

(※)職業紹介行為の一部が日本国内で行われる場合を含む。

## 現状

- 国外の取次機関については、許可審査時に相手先国において活動を認められているものかを確認しているが、当該取次機関による保証金や違約金等の徴収については、確認していない。

[現在の許可基準(国外にわたる職業紹介に関連するもの)]

- ・ 適法な手数料以外に職業紹介に関し、いかなる名目であっても金品を徴収しないこと。
- ・ 相手先国の労働市場・法制度を理解し、また、求職者と意思疎通する能力があること。
- ・ 取次機関を利用する場合は、相手先国において活動を認められているものを利用すること。
- ・ 届け出た国を相手先国として職業紹介を行うこと。
- ・ 入管法等関係法令及び相手先国の法令を遵守すること。
- ・ 求職者に渡航費用を貸し付けないこと、求人者が渡航費用を貸し付けた求職者に職業紹介を行わないこと。

## 対応(案)

- 許可基準において、以下の事項を規定することとしてはどうか。

- ・ 職業紹介事業者は、以下に該当する取次機関を利用しないこと。
  - 職業紹介に関し、保証金の徴収等名目を問わず、求職者の財産を管理するもの、違約金等不当に財産の移転を予定する契約を締結するもの又は求職者に対して渡航費用その他を貸し付けているもの。
- ・ 職業紹介事業者は、職業紹介に関し、保証金の徴収等名目を問わず、他者に財産を管理されている求職者又は違約金等不当に財産の移転を予定する契約を締結されている求職者に対して職業紹介を行わないこと。

許可基準を満たさない場合は、不許可、不更新の対象。

## 現状

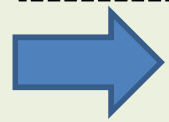
- 国外にわたる職業紹介に関する要件は許可基準にしか規定がなく、許可後に許可基準に違反する行為を行った場合には、許可取消の対象とならない。
- 届出事業者については、許可基準や許可条件の対象とならない。



## 対応(案)

- 許可条件及び職業安定法に基づく指針において、国外にわたる職業紹介事業を行う場合の許可条件、指針において、以下の事項を規定することとしてはどうか。

- ・ 職業紹介事業者は、届け出た国を相手先国として職業紹介を行うこと。
- ・ 職業紹介事業者は、入管法等関係法令及び相手先国の法令を遵守すること。
- ・ 職業紹介事業者は、求職者に渡航費用を貸し付けないこと。また、求人者が渡航費用を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行わないこと。
- ・ 職業紹介事業者は、以下に該当する取次機関を利用しないこと。
  - 相手先国において活動を認められていないもの。
  - 職業紹介に関し、保証金の徴収等名目を問わず、求職者の財産を管理するもの、違約金等不当に財産の移転を予定する契約を締結するもの又は求職者に対して渡航費用その他を貸し付けているもの
- ・ 職業紹介事業者は、職業紹介に関し、保証金の徴収等名目を問わず、他者に財産を管理されている求職者又は違約金等不当に財産の移転を予定する契約を締結されている求職者に対して職業紹介を行わないこと。



許可後に悪質な取次機関の利用が判明した場合も、許可取消の対象。  
届出事業者についても、行政指導の対象。